

## 関市パブリックコメント手続実施要綱（要点抜粋）

**1 パブリックコメントとは**

市の重要な政策の形成過程において、計画の案や条例の案、その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見又は情報を求め、その意見等に対する考え方を明らかにし、その意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続のことを言います。

**2 パブリックコメントの対象者**

市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、利害関係を有する者

**3 パブリックコメント手続を行うもの…次の計画及び条例**

- ①計画…総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画、大規模な拠点開発若しくは施設整備計画の策定及び改定の案
- ②条例…市の基本的な制度を定めることを内容とする条例又は広く市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃の案

**4 公表時期**

最終的な意思決定を行う前に実施する。条例にあつては法令審査委員会における審査の後、計画にあつては最高幹部会における協議の後となる。

**5 公開資料**

条例案は、条文形式でなく要旨、骨子による表現とする。  
施設整備等は、文章に加えイメージ図等の添付を行う。

**6 意見募集の期間**

30日以上とし、実施機関が適当と判断する期間

**7 意見の提出方法**

郵便、ファクシミリ、電子メール等（意見等を明確に把握するためには記録に残すことのできる方法が望ましいので、口頭や電話によるものは除外）

**8 意見に基づく修正等の公開**

公表された計画等の案からの修正点を明らかにする。提出された意見等を採用しなかった場合もその理由を明示し、公表する。

## 関市審議会等の委員選任に関するガイドライン（要点抜粋）

## 1 対象となる審議会等

すべての審議会等について適用する。ただし、法令により、専門的知識等を有する者、団体の代表者、特定の者を選任することを法令により定められているものを除く。

## 2 女性委員の登用推進

審議会等への女性委員の登用は、登用率が30%以上となるよう努める。

## 3 委員の年齢バランス考慮

審議会等の委員については、幅広い年齢層からの登用に努めるものとする。

## 4 市議会議員及び市職員からの選出制限

市議会議員及び市職員からは、審議会等の委員を選出しないものとする。

## 5 重複選任の制限

他の審議会等の委員に重複して選任する場合は、原則として3件以内の重複にとどめるよう努めるものとする。

## 6 公募制の導入

市政への市民参画促進のため、審議会等の委員の公募制の導入に努める。

①公募人数…委員定数の枠内で定めるものとする。

②公募条件…審議会等の委員として委嘱しようとする日現在において、原則として年齢20歳以上の者

③条件…応募日現在において、本市に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学する者

④その他 …その他主管課が定める条件を満たす者

⑤小論文…小論文の提出を求めることができる。

⑥選考方法…公募を実施する主管課において、申込書及び小論文等による書類選考により行うものとする。また、必要であると認められる場合は、面接を行うことができるものとする。